

事業所の皆様へ

## **必見**「ケアマネジャー試験」の受験要件について

介護支援専門員実務研修受講試験の受験資格は、介護保険法施行規則の一部を改正する省令(平成 27 年 2 月 12 日 厚生労働省令第 19 号)により改正され、同日付で施行されています。

**平成 30 年度からの受験要件は、以下の1～5の業務期間が通算して5年以上かつ、当該業務に従事した日数が900日以上のも**となります。



### 1、法定資格保有者

- ・ 下記資格を取得後、登録日以降当該資格に係る業務に従事した期間

※但し、要介護者に対する直接的な業務を行っていることが条件

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士  
介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、  
きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む）、精神保健福祉士

### 2、生活相談員

- ・ 生活相談員として、(地域密着型)介護老人福祉施設・(地域密着型)特定施設入居者生活介護(介護予防を含む)において、要介護者等の日常生活の自立に関する相談援助業務に従事した期間

### 3、支援相談員

- ・ 支援相談員として、介護老人保健施設において、要介護者等の日常生活の自立に関する相談援助業務に従事した期間

### 4、相談支援専門員

- ・ 障害者総合支援法第5条第16項及び児童福祉法第6条の2第6項に規定する事業の従業者として従事した期間

### 5、主任相談支援員

- ・ 生活困窮者自立支援法第2条第2項に規定する事業の従事者として従事した期間

### ポイント

介護等業務(無資格)や国家資格取得以前の業務は受験要件に該当しませんのでご注意ください！



※詳細は本会ホームページ(<http://www.knsyk.jp/>)をご確認ください。

なお、このお知らせは平成 27 年 2 月 12 日付の老発第 0212 第 2 号厚生労働省老健局通知を元に作成したものです。変更がございましたら、本会ホームページでお知らせ致します。

〔 担当：介護支援専門員実務研修受講試験実施本部 〕